

令和 8 年 第 3 回
土浦市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日時および場所
令和8年3月13日(金) 午後2時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第10号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第11号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第13号 非農地判断について
議案第8号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第9号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 3 出席した委員
1番 下村 幸男 2番 大和田 一夫 3番 山口 貴士
5番 飯塚 利之 6番 浅野 均 7番 塙 佳樹
8番 柴 沼 栄 9番 菅谷 幸治 10番 飯島 栄
11番 川村 剛久 12番 岩瀬 守
- 4 欠席委員
4番 萩島 一郎
- 5 説明のため出席した者
農地係長 室町 直宏 主 幹 小岩 友義 主 幹 青木 祐哉
- 6 総会の大要 午後2時40分開会

事務局	<p>これより、令和8年第3回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今、出席委員は11名で、欠席委員は1名、よって出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。</p> <p>これよりの議事進行につきましては、土浦市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることになっておりますので、これより議事は会長にお願いします。</p>
議長	<p>始めに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議席番号5番 飯塚委員、議席番号7番 塙委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として、住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、ご起立してご質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告第10号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第10号について議案書のとおり報告)
議長	<p>ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご質問等もないようですので、報告第10号は原案どおりといたします。</p> <p>続いて報告第11号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第11号について議案書のとおり報告)
議長	<p>ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご質問等もないようですので、報告第11号は原案どおりといたします。</p>

	<p>続いて報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p> <p>(報告第12号について議案書のとおり報告)</p> <p>議長 ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議長 ご質問等もないようですので、報告第12号は原案どおりといたします。続いて報告第13号「非農地判断について」を事務局から説明願います。</p> <p>事務局 (報告第13号について議案書のとおり報告)</p> <p>議長 ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>委員 結果はわかりましたが、非農地を増やさない方法を考えるのも役割ではないですか。</p> <p>事務局 非農地を増やさないようというところで、不耕作農地については法人に入ってもらったりしたいと思っています。その他、昨年ぐらいから貸したいという方の農地を貸付希望農地ということでホームページに載せ、借りたいという方とのマッチングを始めています。また、地域計画の方で集約化を図るために、座談会を開いて荒廃農地が増えないようにしていく、法人にも案内していくとか、複数のやり方でやっていく必要があると考えています。</p> <p>議長 農地利用最適化推進委員と農林水産課の方と一緒に考えて、対策を検討してもらえればと思います。</p> <p>その他、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議長 ご質問等もないようですので、報告第13号は原案どおりといたします。続いて議案に入ります。</p> <p>議案第8号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番から4番を調査委員からご説明願います。</p> <p>委員 議案第8号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の1番から4番を説明いたします。去る3月6日、委員3名と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田4筆2,541㎡です。申請事由は、農業経営の規模拡大を希望しており、今回既存の耕作地に隣接している申請地を譲受けることになったため、贈与による所有権移転</p>
--	--

	<p>です。作付予定は水稻です。申請地は耕作準備がされていました。しかしながら、譲受人は稲作に必要な農機具を所有していません、草刈り機だけです。営農計画書にありますが、市外の16kmも離れている場所から農機具を運んできて狭い田を作る人はいないだろうと判断します。従いまして、不許可相当と判断しました。</p> <p>2番と3番は譲受人が同一のため、一緒に説明します。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田4筆畑5筆、計2,010㎡です。3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田4筆畑2筆、計2,367㎡です。申請事由は、農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻、野菜です。譲受人は認定農業者でもあり、農地利用最適化調査委員です。実績もありますので、許可相当と判断しました。</p> <p>4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑5筆12,139㎡です。申請事由は、以前より申請地を借入れて耕作しており、今回権利を設定することになったため、使用貸借権設定です。作付予定はみづば、トマトです。調査委員としましては許可相当と判断しました。</p> <p>委員の皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>委員 4番ですが、今までは相対でやっていたのですか。</p> <p>事務局 今までは、基盤強化促進法に基づき所有者から農地を借りていました。令和7年12月に利用権が切れまして、譲受人の意向で、3条の使用貸借権設定で申請されたものです。</p> <p>議長 その他、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議長 異議もないようですので、議案第8号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、1番を不許可、2番から4番を許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番から4番を調査委員からご説明願います。</p> <p>委員 議案第9号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の1番から2番を説明いたします。去る3月6日、委員3名と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆675㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、贈与による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。</p>
--	---

議 長	<p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆1,331㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。</p> <p>委員の皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、3番から4番をお願いいたします。</p>
委 員	<p>議案第9号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の3番から4番を説明いたします。去る3月6日、委員3名と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆494㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、売買による所有権移転です。農地区分は第1種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。</p> <p>4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆756㎡で、転用事由は、申請地を貸資材置場として利用したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。</p> <p>委員の皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。</p>
委 員	<p>2番の土地の売買金額を教えてください。</p>
事 務 局	<p>総額128万円となっております。</p>
委 員	<p>2番の受入ですが、備考では一般社団法人になっていますが受入と受入の代表は違う組織なのですか。</p>
事 務 局	<p>受入は合同会社ですが、合同会社の構成員になっているのが一般社団法人で、合同会社の代表という位置づけになっています。合同会社を設立した会社が2社あり、そのうち1社が代表を務めている形になります。</p>
議 長	<p>その他、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議もないようですので、議案第9号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、1番から4番を許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明願います。</p>

事 務 局	<p>議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で28件あります。24件が農地中間管理機構を通しての賃借権設定、4件が農地中間管理機構を通しての使用貸借権設定です。1番から13番については新規設定、14番から28番は農地中間管理機構を通した利用権の期間満了に伴う再設定となります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議もないようですので、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」の1番から28番を許可することに決しました。</p> <p>以上で、令和8年第3回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議、ありがとうございました。</p>

令和8年3月13日

議 長

署名人

5番

7番